2020年度 関西学院大学ロースクール D日程

一般入試 (法学既修者)

民 法 問題

《10:00~12:00》

〇開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民 法 問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

なお、解答に際しては、<u>平成29年改正民法と改正前民法*</u>のどちらに依拠しても評価は変わらないものとする。

*平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」により改正された民法を「平成29年改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」という。

20 X X 年 7 月 1 5 日、B の弟である A は、B の代理人と称して B から代理権を授与されることなく、C との間で、B を借主とする 5 0 0 万円の金銭消費貸借契約、および、その担保として B の所有する甲土地についての<u>譲渡担保権</u>設定契約を締結した。そして、同日、それを原因とする所有権移転登記(以下「本件登記」という。)が経由された。これらの C との契約に際しては、A は、B からの白紙委任状、B 宅から無断で持ち出した実印と甲土地の登記済証、および A が無断で交付申請した印鑑証明書を使用していた。この白紙委任状は、1 年程前に A・B の父親が死亡した際、B から、相続関係の処理を任され、相続で取得した 乙土地の登記を代理人として申請したときに交付されていたものであった。

Cは、Aに以前融資をしたことがあったため、Aを信頼していたが、Bとは面識がなかったことから、AにBとの面会を求めた。そして、B宅を訪れBの意思を確認したつもりだったが、Cが会ったのはAに頼まれBになりすましたDだったことが後に判明した。

その後、Bは、甲土地につき、Cへの本件登記がされていることに気付き、C に対して本件登記の抹消請求をした。

〔設問1〕(配点10点)

下線部の譲渡担保権とはどのような権利か。この権利に関する「所有権的構成」と「担保的構成」の用語を用いて簡潔に説明しなさい。

〔設問2〕 (配点50点)

Bの請求に対してCはどのような反論ができるか。その反論の際の根拠となる 条文(「平成29年改正民法」であれば1つ、「改正前民法」であれば2つ)を 挙げ、なぜその条文を選択したか、理由を説明しなさい。

〔設問3〕 (配点40点) Bの請求が認められるか、 い。	〔設問 2〕で検討した C の反論を踏まえて論じなさ

2020年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【D日程:民法】

≪出題趣旨≫一

民法の基本的知識を用いて、問題文の事案に基づいて適切に分析・検討できるかを問う。 すなわち、事実を見て、それに適合する法律構成を、その場で的確に考えることができるか、 法律的思考の可否を問う。

問題のテーマは、民法総則の重要な分野である「代理」の中でも、典型的な問題点とされる「表見代理」である。具体的な条文を摘示して、条文に関する基本的な知識を基に、どの条文が本件では問題となるかを、適切に論じなければならない。基本的な知識があれば、自分でその場で考えて解くことができるテーマからの出題であり、考える力・法律的思考力・文章構成力を試す。

≪解説·講評≫-

本問は、「表見代理」の代表的な条文の、基本的な理解を問う問題である。

設問1は、本問を解くに当たって前提となる、基本概念である「譲渡担保権」の正確な理解を問う。本問では、BのCに対する「譲渡担保設定契約に基づく所有権移転登記の抹消請求」が認められるかが問題となる。非典型担保である「譲渡担保権」には、「所有権的構成」と「担保的構成」の二つの代表的な考え方があるが、それぞれの考え方の内容を問うと共に、近年の様々な判例や、またそれを整合的に理解する学説を踏まえると、両者を止揚するような概念理解がなされている。重要な法的基本概念で争いのあるものについて、どのように自分なりに理解をしているかを問うものであったが、ほとんどの答案が表層的な理解に止まった。多くの判例や学説で争われてきた概念について、正しく理解できているとは言えない答案が多かった。法律上の概念については、正確に定義や制度趣旨を理解しておくことが必要である。

設問2は、配点が50点の、本問の中心となる問題である。「Bの請求に対してCはどのような反論ができるのか」を問うが、その際の根拠条文と、その条文を選択した理由を明確に説明しなければならない。関連する条文としては、新法では109条2項・112条2項(旧法では109・110・112条)がすぐに思い浮かぶであろうが、この中で、本件では条文の違いの基本的な理解に基づいて、どの条文が最も本件で適切かを考えなければならない。すなわち、ここでは条文の基本的な知識を用いて、考える問題となっている。

本問では、白紙委任状があることから、109条が思い浮かぶが、110条・120条の重畳適用が問題になると思われるところ、そのことを正確に丁寧に論じる答案は少なかった。本問は、問題文に「Bの弟であるAは、Bの代理人と称してBから代理権を授与されないにもかかわらず、Cとの間で、Bを借主とする500万円の金銭消費貸借契約、および、譲渡担保権設定契約を締結した」と示され、またCはBから白紙委任状を示されて上記の契約をBと締結しているにもかか

わらず、94条2項の問題として構成する答案が多かった。同じ権利外観法理であるので、間違いやすい点ではあるが、その違いを正確に理解することは、きわめて基本的問題に属する事項と言わざるを得ない。

設問3は、以上の点を踏まえて、「Bの請求が認められるか」を、本問事実を当てはめて論じる必要がある。答案の中には、設問2と設問3を明確に区別しないで解答するものがあったが、いずれにおいても正しい検討がされていれば、評価した。本問で問題となる条文では、特に「正当事由」の要件の検討が問題となる。この点、「CはBとは面識がなかったことから、AにBとの面会を求め、B宅を訪れBの意思を確認したつもりだったが、Cが会ったのはAに頼まれBになりすましたDだったこと」等を、どのように評価できるかを検討することが必要となる。請求が認められるか否かを検討する際、適用条文の要件が充足されるか否かの検討は必須であるが、この点の検討を正確にできている答案も少数に止まった。

民法の勉強は、量が多く最もマスターするのが難しいと言われている。しかし、判例や典型例を用いて、基本的なことを自分の頭で考えながら勉強していく姿勢があれば、民法を興味深く、基本を正確に勉強することができる。「覚える」のではなしに、「理解する」ことを大切に勉強してほしい。